

○拓殖大学安全保障輸出管理に係わる規程

令和元年 9 月 23 日

規程第 5 号

改正 令和 4 年 5 月 30 日規程第 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、拓殖大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 居住者 外為法第 6 条第 1 項第 5 号及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（蔵国第4672号 昭和55年11月29日）6—1—5, 6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (3) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (4) 特定類型該当者 外為法第25条第 1 項及び外国為替令第17条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第492号）1 (3)サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (5) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (6) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (7) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (8) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の 1 の項から15の項までに定める技術をいう。
- (9) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第 1 の 1 の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (10) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第 1 の16

の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。

- (11) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (12) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (13) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (14) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (15) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (16) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (17) 子会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。
- (18) 指導等 子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学の専任教職員のみならず、本学で研究活動に従事するすべての者及び本学学生（以下「教職員等」という。）が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（基本方針）

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（安全保障輸出管理最高責任者）

第5条 本学の輸出管理における安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）

は、学長とする。

- 2 最高責任者はこの規程の制定・改廃、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、外為法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(安全保障輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者は輸出管理業務を統括する安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、副学長（研究担当）1名をもって充てる。

- 2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、この規程の改廃案の作成、運用手続（細則）の制定・改廃、特定類型該当者の把握、文書管理、監査、指導、教育のほか、この規程に定められた業務を行う。

- 3 統括責任者は、外為法等で定める該非確認責任者として、外為法等の規制に抵触する懸念がある取引の該非判定及び取引審査の最終的な承認を行う。

(安全保障輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理の業務を行うため、工学部長及び大学院工学研究科委員長を安全保障輸出管理責任者（以下「輸出管理責任者」という。）とし、その任に充てる。

- 2 輸出管理責任者は統括責任者を補佐し、外為法等の規制に抵触する懸念がある取引の取引審査の要請、該非判定並びに取引審査に関する助言・提言、学内関係者への研修・啓発活動の実施をするほか、この規程に定められた業務を行う。

(安全保障輸出管理部局責任者)

第8条 輸出管理責任者の下に、輸出管理に関する実質的な業務を行うため、工学部の各学科長、大学院工学研究科の各専攻主任及びコース主任を安全保障輸出管理部局責任者（以下「輸出管理部局責任者」という。）とし、その任に充てる。

- 2 輸出管理部局責任者は、自身が所属する学科若しくは大学院の専攻のコースにおける次項の業務を行う。

- 3 輸出管理部局責任者は輸出管理責任者を補佐し、教職員等が提出した事前確認シートの確認及び外為法等の規制に明らかに抵触しない取引の承認、相談窓口のほか、この規程に定められた業務を行う。

- 4 工学部及び大学院工学研究科以外に所属している教職員等から事前確認シートの提出があった場合は、輸出管理責任者が指名した輸出管理部局責任者が前項の業務を行う。

(安全保障輸出管理委員会)

第9条 本学の安全保障輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の委員をもって構成する。

- (1) 統括責任者
- (2) 常務理事（教学担当）
- (3) 輸出管理責任者
- (4) 輸出管理部局責任者
- (5) 事務局長
- (6) 総務部長
- (7) 学務部長
- (8) その他委員長が必要と認めた者

2 委員は、理事長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員会は安全保障輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 該非判定及び取引審査に関する事項
- (3) 教職員等に対する研修・啓蒙活動に関する事項
- (4) 監査の実施に関する事項
- (5) その他安全保障輸出管理に関する重要事項

4 該非判定及び取引審査に関する事項を審査する場合は、その取引を行おうとする教職員等も陪席させる。

（委員長）

第10条 委員会に、委員長並びに副委員長を置く。

2 委員長は、統括責任者をもってこれに充てる。

3 副委員長は、輸出管理責任者をもってこれに充てる。副委員長は、委員長を補佐し、必要ある場合は委員長の職務を代行する。

（議長）

第11条 委員会に議長を置く。

2 議長は、委員長をもってこれに充てる。

3 議長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 議長は、委員会を招集する。

5 議長が出席できないときは、議長の指名する委員が議長の職務を代行する。

（定足数、議決）

第12条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議決は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第13条 委員会において審議、議決された事項については、委員長から最高責任者に議事録にて報告する。

- 2 議事録は、委員長の責任のもと、事務局が作成し保存するものとする。

(事前確認)

第14条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別途定める事前確認シートに基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術等。以下同じ。）の適用判定、該非判定、用途確認、需要者確認等を行い、取引審査の手続の要否について、輸出管理部局責任者の承認を得なければならない。

- 2 前項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第15条 教職員等は、第14条（事前確認）において取引審査の要否の確認のために必要な場合は、別途定める該非判定票に基づき、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行うものとする。

- 2 該非判定は、次に掲げる事項のとおり行う。

- (1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
- (2) 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略してもよい。

(用途確認)

第16条 教職員等は、第14条（事前確認）において取引審査の要否の確認のために必要な場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定めるキャッチオール規制確認シートを用いて確認するも

のとする。

(需要者確認)

第17条 教職員等は、第14条（事前確認）において取引審査の要否の確認のために必要な場合は、当該技術又は貨物の需要者について次に掲げる事項に該当するかを、別途定めるキャッチオール規制確認シートを用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第18条 教職員等は、第15条（該非判定）から第17条（需要者確認）までの確認において、リスト規制若しくはキャッチオール規制に抵触するおそれのある場合は、別途定める取引審査票を起票し、輸出管理部局責任者に提出する。

- 2 取引審査票には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。
- 3 輸出管理部局責任者は、取引審査票の提出があった場合、速やかに輸出管理責任者に報告する。
- 4 輸出管理責任者は、前項の報告があった場合、速やかに統括管理責任者に委員会の開催を要請する。
- 5 統括管理責任者は、輸出管理責任者からの要請に基づき、委員会を招集する。

(許可申請)

第19条 前条第5項における審査により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、最高責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

(技術の提供管理)

第20条 教職員等は、技術を提供する場合、第14条（事前確認）及び第18条（取引審査）の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第

14条（事前確認）により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第18条（取引審査）の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

（貨物の出荷管理）

第21条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第14条（事前確認）及び第18条（取引審査）の手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第14条（事前確認）により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第18条（取引審査）の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて輸出管理責任者へ報告する。輸出管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

（文書管理又は記録媒体の保存）

第22条 教職員等は、統括責任者及び輸出管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

（内部監査）

第23条 輸出管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学の輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、別に定める「学校法人拓殖大学内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。

（指導）

第24条 統括責任者は輸出管理責任者に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

（教育）

第25条 輸出管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

（子会社への指導等）

第26条 統括責任者は、自らのリスト規制技術又はリスト規制貨物の取引の管理の業務に関わる子会社に対し、当該業務を適正に実施させるため必要な指導等を定期的に行うものとする。

（通報）

第27条 教職員等は、外為法等又はこの規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を輸出管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 輸出管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告し、当該通報の内容を調査しなければならない。

3 統括責任者は、前項の通報の内容の調査に関する報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示し、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(懲戒)

第28条 教職員及び本学で研究活動に従事するすべての者が故意に外為法等及びこの規程に違反した場合には、本学の定める就業規則等に基づき懲戒処分等の対象とする。

2 本学学生については、拓殖大学学則及び拓殖大学大学院学則に基づき懲戒処分の対象とする。

(事務)

第29条 この規程に関する事務処理は、総務部及び学務部が行う。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会及び大学教学会議が定める。

(改廃)

第31条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規程の施行により、最初に委嘱される安全保障輸出管理委員会委員の委嘱期間は、第9条第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとして、再任は妨げない。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。